議事内容

専務理事

第75回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、会長ご挨拶をお願いします。

会長

皆さんこんにちは。

先月31日に「全国農業委員会会長大会」が東京で開催され、15市町の会長さんが参加されました。翌日には、2班に分かれて県選出国会議員へ要請活動を行ったところです。担い手対策や資材の高騰などの現状をしっかり伝えることができたかと思っております。会長さん方にはご協力いただきありがとうございました。

ところで、本日の常設審議委員会は、午後から総会を開催するため午前中の開催となりました。総会後には臨時理事会、その後会長さん方は会長会議と、長丁場になりますがよろしくお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから第75回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。

専務理事

本日は、審議委員の総数 18 名に対し 15 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

議長

次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告して ください。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

議長

本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・1件、第5条・9件のほか、「農業経営基盤強化促進法の一部改正について」を議題としています。どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。

議長

また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してからご発言をお願いします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、○○市(町)・○○委員と○○市(町)・○○ 委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長

はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農 業会議事務局から説明をお願いします。

議長

まず、○○農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局

○○農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局から説明します。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長

次に、○○農業委員会から2件続けてお願いします。

○○農業委員会

○○農業委員会です。

整理番号 5 - 1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地のうち 970-1 については、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m以上の道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500 m以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地であることから第 3 種農地と判断され、許可し得るに該当し、968-1、970-2 については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当するため、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

次に、○○農業委員会からお願いします。

○○農業委員会

○○農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用区域内に位置する農地であることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。

議長

次に、○○農業委員会からお願いします。

○○農業委員会

○○農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。

議長

次に、○○農業委員会から2件続けてお願いします。

○○農業委員会

○○農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね 500m 以内、〇〇市(町)〇〇出張所より 380m にある農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-6、○○○○申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、○○農業委員会から3件続けてお願いします。

○○農業委員会

○○農業委員会です。

整理番号 5 - 7、○○○○申請の社屋の移転用地への転用において、 申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるこ とから第1種農地と判断され、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の社屋の移転用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-9、○○○○申請の工場兼倉庫用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。これについては、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上になる旨の雇用協定を市(町)と結んでいることが条件となりますが、今月中に○○市(町)と○○○○で協定を結ぶ予定となっております。

議長

農地法第4条関係1件、第5条関係9件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長

はじめに、農地法第4条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として 〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の 建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 ○○委員

3種農地と2種農地に分けてありますが、分けた理由を教えていただけますか。

○○農業委員会

転用の審議をする際に、それぞれの農地の農地区分と許可基準を見ていきます。その際には、農地については各筆毎に判断をすることとなっております。今回3種農地と判断している 970-1 につきましては、一番左側の農地になりますが、その隣が県道になっております。その県道に接しておりまして、8ページの拡大図にあるように、小学校と幼稚園が近くにあるということで3種の要件に該当したため、3種農地という判断をしております。一方、968-1と 970-2 につきましては、いずれも道路に接していない、また、他の3種の要件のどれにも該当しなかったことから、狭小な農地ということもあり、2種農地と判断をしております。

○○委員

こういったケースは余所でもあると思うのですが、その都度現地に合わせた2種、3種という判断になるのですか。要は道路に接しているか、接していないかということになるんでしょう。

○○農業委員会

はい。今回は道路に接しているか接していないかが分かれ目になったということです。○○市(町)においては農業委員さんに現地をご覧いただいた上で農地区分を決定しております。

○○委員

はい、分かりました。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の 宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

○○委員

転用地の価格が農地と山林外に分かれていますが、どういうことですか。

○○農業委員会

申請書の中の土地代金が、農地の代金とその他の土地に分かれておりますので、農地の価格の分を農地面積、今回で言いますと 5,133 ㎡で割り返したものが 5,670 千円/10a となっておりまして、同時利用地の山林外 2,829.11 ㎡を含んでおりますので、その他の土地代として同時利用地の面積で割って算出したものが 3,425 千円/10a と分けて記載しています。

○○委員

2 等分したものが土地代金ということですか。

○○農業委員会

資金計画の中の土地代金 38,795 千円につきましては、農地とその他の 土地を合算して記載しております。参考事項のところには、それぞれの 価格を分けて算出して記載しております。

○○委員

29ページの航空写真は一緒くたになっているので分かりません。これはどこまでが農地の部分でどこまでが山林の部分になるのですか。

○○農業委員会

おっしゃるとおり分けておらずすみません。29ページの写真の赤囲みの上の方に一部山林がございまして、農地と山林を一緒に開発するということになります。

○○委員

それなら、ここが山林部分と分割して記載してもらわないと全く分からないのでそのようにお願いします。

○○農業委員会

はい、分かりました。

議長

他にございませんか。

○○委員

開発行為申請協議中、法定外公共物(里道)付替申請協議中とありますが、この協議中の熟度はどれくらいですか。開発行為申請の協議の中で、分譲計画がありますけれども、改めてため池を作りなさいとか、そういう協議はもう済んでいるということでいいのですか。

○○農業委員会

そのとおりでございます。造成計画はもう協議を終えていますので、 ここから変わるということはないと担当課から聞いております。

○○委員

里道の付け替えも、地元の方の承認とかその辺も済んでいると理解していいですか。

○○農業委員会

はい。申請がまだ出されていないということで協議中と書いておりますが、地元との協議などは既に固まっている状況です。

○○委員

はい、分かりました。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙 手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次の5-5の案件については、常設審議委員会運営規程第25条第1項の議事参与の規定により、委員は自身が関与する議題の採決に加わることができないこととなっておりますので、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の $\bigcirc\bigcirc$ 委員は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$

○○委員

(退席)

○○委員

議長

それでは、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

○○委員

土地利用計画図の開発道路の南側、3 号地と 10 号地の間に細長く U 字溝が入るようになっているんですけど、ここはどういうふうに利用されますか。

○○農業委員会

その部分については、団地内の排水路となります。管理については、 ここを購入される方で管理をすることになっております。

○○委員

購入される方というと、3号地と10号地をですか。

○○農業委員会

この分譲地内全ての排水がこの排水路を通って南側の河川に排水されますので、特定の方のみお使いになるのではなくて、ここを購入される全ての方がご利用になるということで、全ての方で管理されるということになります。

○○委員

所有権はどうなりますか。

○○農業委員会

所有に関しては詳細に確認しておりませんが、宅地内の道路については市(町)に寄贈される予定だと聞いておりますので、こちらも併せて市(町)に寄贈することになるかと思っております。

○○委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(挙手多数)

議長

挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

○○委員

(着席)

○○委員

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の社屋の移転用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。 常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の社屋の移転用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

○○委員

ちょっと確認ですけれども、転用地の周囲の状況の東と西、里道と田 は逆じゃないかなと思いますが。

○○農業委員会

ご指摘のとおり、東側が田で西側が里道になります。訂正をお願いします。

○○委員

了解しました。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の工場兼倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

○○委員

隣に共乾がありますが、音とかほこりとか後から問題にはなりませんか。調整はされていますか。大体共乾の周りはかなりトラブルになったりしますので。そこにそういう施設があって隣に開発するということであればよいのですが。

○○農業委員会

地元説明会は既に2、3回開催されており、共乾施設の横というのは 分かっているところですので、問題はないかと考えております。 ○○委員

私が言いたいのは、稼働したときの状況を知っていてここに建てるのならいいのですが、それならここに建てるのは困るとなれば、それが問題になります。後で共乾側が防護壁を立てなければならなかったりというようなことが結構あるんですよ。そこは本当にきちんと分かってもらってトラブルがないようにしておかないといけません。

○○農業委員会

そこはもう一度確認をさせてもらって、指導をしていきたいと思います。

○○委員

この申請者は、道路は向かいの○○○○の人でしょうか。

○○農業委員会

そうです。59ページを見ていただくと、左上の方にあります。

○○委員

それなら共乾の稼働状況も分かってありますね。それならいいです。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、 異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。

議長

以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係9件 について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長

続きまして、次の項目に移ります。

「農業経営基盤強化促進法の一部改正」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料2により説明)

議長

皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員

それぞれの農業委員会で、もし人・農地プランができなかった場合の 罰則はあるのですか。

○○委員

今のところ罰則はないのですが、補助事業の採択のポイントがないとか優先順位が下がるとか、多分そうなるだろうと思います。

○○委員

これは農業委員会にとってはとんでもないことですね。国はそれだけの予算を使っていいように言うけれども、ほぼ無報酬でこんな仕事をしなければならない。これは相当大変ですよ。地域の合意なんてそう簡単に取れるものじゃないのに、これを農業委員会でやれというのは乱暴ですね。円滑化事業も農地バンクに統合されたけれども、中間管理機構は何の成果も上げていない。だから今度は農業委員会を縛ろうとしているけれども、人の財産ですからね。人の気持ちを縛るということだから、そう簡単にはいかない。国は施策を打っていますが、相当お金をもらわないとやれないですよ。

○○委員

その辺も大分前から国会議員の先生には言っているところです。そこは問題になっていますので、今後も言っていかないといけないと思っています。

○○委員

5 反要件の廃止について教えてもらいたいのですが、将来的に宅地化せんがために農地を買う人が出てこないとも限らないですよね。それが水田の場合は、今国は水田の場合は5年に1回水張りをしなさいと言っていますが、その確認をするのでしょうか。

○○委員

5 反要件の廃止については、全部ちゃんと利用する計画があるかとか、 ちゃんと農作業に従事するかとかをしっかり見なさいというのがあるの で、どこまで農業委員会で審議するかということになってくるかと思い ます。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

最後にその他の項目に移ります。

農業会議事務局

(その他の項目について、資料3により説明。)

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務理事

皆さま、お疲れさまでした。

次回は7月15日、場所は佐賀総合庁舎で13時30分開催となりますので、ご予定をお願いします。

11時50分

ここに議事の内容を記録し署名する。